

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 7 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 10 月 26 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）3 階西会議室 3A

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 13 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 14 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 10 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| 日程第 4 | 報告第 11 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 日程第 5 | 議案第 25 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 6 | 議案第 26 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 27 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 28 号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 日程第 9 | | その他 |

〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. 小野 重明	07. 坂本 功	08. 市川 正司
09. 山本 道雄	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. (欠席)
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

〔欠席委員〕

12. 河上 茂秋

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

皆さん本日はお忙しい中ご苦勞様でございます。今年の稲の収穫は大変雨が多くご苦勞された方も多かったことと思います。田んぼが水浸しでぐちゃぐちゃのなか、機械で刈れず手刈りをたくさんした人、田んぼの中でコンバインがにえこみ、それを引っ張りにいったトラクターまでにえこんでしまうなど、大変な稲刈りだったという方もたくさんいたと聞いています。このように秋の収穫に手こずった年はなかなかないのではないのでしょうか。また、今月21日午後に起きた鳥取県中部の地震は震度6弱の揺れを観測された地域もあり被害もたくさん出ています。今年4月に起きた熊本の地震が甚大な被害をもたらしたのは記憶に新しいことだと思います。最近では阿蘇山の大きな噴火もあり明日は我が身という、身の引き締まる思いが致します。自然の猛威に驚かされたり、苦しめられたり改めて自然には逆らえないと思わされる日常となっております。

また、国会ではTPP問題の審議が行われております。輸入米の不透明な取引問題が連日にわたり審議されている最中に報道された、強行採決発言で国会は大きく混乱をしています。十分な審議も説明もされないままでのこのような強引なやり方については我々農業者も強い憤りを感じております。我々が選んだ国会議員が我々にとって納得ができるような国会運営を行っていただけることを強く願っております。

それではただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第7回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いします。

本日の会議に、12番 河上委員から欠席の届けが出ております。

次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は17名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第13号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第7回窪川農地部会の会期は、平成28年10月26日の本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 7 回窪川農地部会
は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 14 号 議事録署名委員の指名についてですが、
四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議事録署
名委員を 2 名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を
指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に
9 番 山本 道雄 委員、13 番 廣井 栄治 委員
を指名いたします。よろしく申し上げます。
尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、
日程第 3、報告第 10 号
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題としま
す。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 10 号
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてご説明いた
します。
ページは 3 ページです。
今月の案件は、2 件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所につ
いては、議案書のとおりです。
まず、番号 1 について説明いたします。土地の所在地、宮内字彼岸田 1
9 9 3 - 1、地目、田、面積 2,138 m²です。解約事由は、貸出人からの
申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日は共に平成 28 年 9
月 11 日、この農地は、平成 25 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日ま
で利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付し
たいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。
なお、この農地については、ページ 10、番号 7 の利用権設定と、ペ
ージ 18、番号 11 の利用配分案に関連しています。
つづいて、番号 2 について説明いたします。土地の所在地、宮内字五月
田 2 0 7 0 - 2、地目、田、面積 2,010 m²です。以下 1 筆あり、合計 2
筆で、面積が 3,019 m²です。解約事由は、貸出人からの申し出による双

方合意です。合意年月日、引渡年月日はどちらも平成28年9月11日です。この農地は、平成21年10月1日～平成31年9月30日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、ページ9、番号7の利用権設定と、ページ17、番号6の利用配分案に関連しています。以上です。

議長

報告第10号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第10号は終わります。

続いて、

日程第4、報告第11号

非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第11号

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1番 香月が丘1002番、地目、田、面積152㎡外2筆、合計面積604㎡につきましては、昭和50年頃から耕作放棄し、原野となっている旨の申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地1の写真のとおりであり、平成28年9月26日非農地証明書を発行しております。

2番 天ノ川字深瀬2番3、地目、田、面積260㎡外5筆、合計面積1,788㎡につきましては、40年以上前から耕作されず2番3は原野、6番2は山林、それ以外は牛舎敷地となっている旨の申請により、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地2の写真のとおりであり、平成28年10月5日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長

報告第11号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第11号は終わります。

続いて、

日程第5、議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題としま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 25 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは 5 ページです。今月の案件は、3 件になります。譲受人、譲渡人の氏名住所及び売買額賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。まず、番号 1 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 7 ページをご覧ください。土地の所在地、若井川字堂免 3 5 5 - 2 地目、田、面積 305 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望、本人の高齢の為とのことです。譲受人の耕作面積は 21,347 m²です。下限面積は達成しています。取得する農地では、継続して野菜を耕作する計画です。

つづいて、番号 2 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 8 ページをご覧ください。土地の所在地、米奥字畝月埜 8 0 1、地目、田、面積 2,169 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲受人からの要望との事です。

譲受人の耕作面積は、5,464 m²です。下限面積は達成しています。取得農地では、継続して水稻を耕作する計画です。

つづいて、番号 3 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 9 ページをご覧ください。土地の所在地、平串 字 民部多 2 4 9、地目、田、面積 237 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、4,882 m²です。下限面積は達成しています。議案書の耕作面積ですが、4,371 m²となっていますが、4,882 m²に修正をお願いします。取得農地では、継続して水稻を耕作する計画です。

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

議案第 25 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

17 番 1 番ですが、現地確認をしてきました。春までは譲渡人が耕作していたところで、多少草にはなっていますが、畑として使っていたところです。譲受人ですが、水稻を中心に栽培されていますが、耕作面積にもある様に 2 町程耕作している方で、地域でもやっている方です。奥さんと 2 人ですが 150 日以上作業はやられているようです。下限面積はクリアしていると思います。この農地は幹線道路沿いの農地で他への影響はないと思います。譲渡人もご高齢ということで、息子さんも高知の方におられて、野菜を作っていたようですが、世話ができなくなり、幹線道路沿いで草にすると恥ずかしいので、譲受人に引き受けてくれないかとの話で、今回の件になったようです。譲渡人と息子と 3 人で話をして決めたようですので今後問題になることもないと思います。以上です。

8 番 2 番の件ですが、現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 70 日以上、世帯でも 150 日以上従事しています。下限面積はクリアしています。周辺農地も水稻を作っておりまして、悪影響を及ぼす恐れはないと思います。譲渡人はもともと地元に住んでおったのですが、今現在は県外に住んでおりまして、耕作できないため、売買に至ったとの事でした。問題ないと思います。

5 番 3 番ですが、現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用するという事です。譲受人は農作業に従事することを確認しています。下限面積は 30a 以上ありますので、問題ないと思います。取得する農地の周辺に営農上影響を与えないものと確認しています。この件ですが電話で聞き取った時に、前回ここまで分けるよと言っていたところ、いっぱい筆があったもので、うっかりして前回出すときに漏れていたということです。問題ないと思われます。

議長 議案第 25 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

- 続いて、
- 日程第 6、議案第 26 号
- 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 26 号
- 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。
- 議案書 6 ページの 1 番の案件です。添付資料は 10～12 ページをご覧ください。申請地は、2 筆で金上野字高樋 1573 番 49、地目、畑、面積 7.43 m²。同所字同 1573 番 50、地目、畑、面積 72 m²の合計 79.43 m²の土地です。申請人は、記載のとおりです。
- 転用目的は、一般個人住宅の建築です。転用理由は、実家の老朽化に伴い、新たに 2 世帯住宅を建築し親と同居する計画です。それに伴い現在の宅地部分だけでは用地が足りず、隣接する畑の一部を含めて計画している。農地区分は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しました。転用計画につきましては、添付資料 10～12 ページをご覧ください。土地利用計画図に図示している形で、既存宅地部分の面積 171.8 m²を取り壊した後、隣接した申請地合計 79.43 m²と一体として、面積 251.23 m²を利用し、2 世帯住宅を建築する計画になっています。
- 周囲の状況は、東側は申請人の畑、西側、南側、北側は宅地となっています。
- 土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、整地後コンクリート仕上げの計画です。
- 進入路については、西側の町道から進入を計画しています。それに伴う工事はありません。
- 排水計画については、雨水は東側の自己の農地へ勾配を取り自然浸透とし、生活排水については、合併浄化槽を設置し、現在排水している既設の排水路へ接続し排水する計画です。
- 資金計画については、事業計画書にて確認をしています。以上です。
- 議長 議案第 26 号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明はありませんか。
- 1 7 番 現地を確認してきました。申請人は高知へ在住となっていますが、家を片付けるということで日曜日にこちらに帰ってきていましたので、お父

さんと両方に話を伺いました。元々は宅地として購入した土地ということでしたが、今回の件は畑になっていまして、お父さんが家庭菜園で作られて今は立派な畑になっています。国調の時に、地目が変更になったようです。面積的に農地で取得できない面積なので、そちらの方があっているのかなと思います。今建っている所は、ご両親がお住まいですが、今回計画しているのは、2世帯住宅ということで、家も一まわり大きくしたいということで、申請人の所有している畑を取り込んで建てたい。今は駐車スペースが一台分しかありませんが、二世帯となると2台分は確保したいということもあって、転用の面積も最低限の面積だろうと思っています。時期はすぐに取り掛かるということで、問題ない。周辺農地の影響ですが、申請人の畑しかありませんので、周辺農地への影響はないと思いますので、転用に関しましては問題ないと思います。以上です。

議長 議案第26号について質疑を許します。 質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成28年11月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致し

- ます。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- ページは7ページから13ページです。今月の案件は20件になります。利用権の設定を受ける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び売買額・賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。
- 農用地利用集積計画は、添付資料の13ページから56ページをご覧ください。番号1番から20番までについて説明します。借受者は、全て農地中間管理機構です。貸付者は、全て個人で20名です。設定する筆は全て田で54筆です。面積は116,934㎡です。設定は全て新規です。設定期間は、平成28年11月1日から平成38年10月31日までの10年間になります。権利の種類は全てが使用貸借権での設定です。
- 議長 議案第27号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明はありませんか。
- 14番 今回は部落全体で中間管理機構に貸し付ける形です。問題ないと思います。
- 議長 議案第27号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第27号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 挙手全員であります。
- よって、議案第27号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
- 日程第8、議案第28号
- 農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とします。
- 議案第28号ですが、番号12番が議席番号14番 西井委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に1番～11番までの審議、採決を行い、その後、西井委員に退席をしていただき番号12番の審議、採決を行います。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第28号

農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは14ページから19ページです。今月の案件は、12件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。

まず番号1番から11番までについて説明します。添付資料の58ページから68ページをご覧ください。貸付者は、全て農地中間管理機構になります。借受者は全て個人で11名です。設定する筆は全て田で合計46筆です。面積は97,499㎡です。設定は全て新規です。設定期間は、県許可日から平成38年10月31日までの10年間です。権利の種類は全てが使用貸借権での設定です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第28号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第28号農用地利用配分計画案に対する意見決定について、番号1番から11番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第28号 農用地利用配分計画 案 に対する意見決定については、番号1番から11番について原案のとおり可決されました。

続いて、番号12番の審議を行いますので、14番 西井委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号12番を説明します。

農用地利用配分計画案は、添付資料の69ページをご覧ください。貸付者は、農地中間管理機構になります。借受者は個人1名です。設定する筆は田が8筆です。面積は、19,435㎡です。設定は新規です。設定期間は、県許可日から平成38年10月31日までの10年間です。権利の種類は使用貸借権での設定です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

委員
議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 28 号農用地利用配分計画案に対する意見決定について、番号 12 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 28 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、番号 12 番は原案のとおり可決されました。

14 番 西井委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(14 番 西井委員 着席)

西井委員、番号 12 番は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9

その他の件についてを議題とします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

事務局ありませんか。

なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成 28 年度四万十町農業委員会第 7 回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後 2 時 15 分